

実測計測について

ビルダー又は、艇の管理者(オーナー)の計測依頼対し、計測事務局にて計測員と調整し、実測計測の調整をし、計測員を派遣させていただきます。

実測計測手続き等の流れ

ビルダー又は、艇の管理者(オーナー)

- 協会HPより、実測計測依頼申込書をダウンロード
- 実測計測依頼登録申込書の必要項目を入力の上、事務局にファイルを添付しメールにて申込みする。
※計測実施希望日は申込みから1週間後以降で数日をご提示ください。

計測事務局

- 実測計測を計測員に連絡する。
- ビルダー及び、艇の管理者(オーナー)に、計測員を連絡し、実測計測費用を通知する。

ビルダー又は、艇の管理者(オーナー)

- 指定の費用を振込み、振込票(控)を写真、PDFなどのファイルで添付し、事務局にメール連絡する。
- 計測員と最終日程調整をする。

計測員 新艇の場合

- 実測計測を行う。
- MF作成、ビルダーに郵送する。
- 計測事務局に実測計測完了の連絡をする。

計測員 再計測の場合

- 実測計測を行う。
- MF作成、MC/MFを事務局に郵送する。

計測員 セイル計測の場合

- 実測計測を行う。
- 計測事務局に実測計測完了の連絡をする。

ビルダー

- MF到着後、Builder' Declaration 記入しMFを完成させ、計測事務局に郵送する。

計測事務局

- MC/MFを完成させ、艇の管理者(オーナー)に、郵送する。

計測事務局

- MFを完成させる。
- 新規登録手続き申込み準備

艇の管理者(オーナー)に MF 到着。

※艇の管理者(オーナー)は、納艇後、1週間以内に新規登録手続きを速やかに行う様をお願いします。

【お申込み・お問い合わせ先】

日本 470 協会 事務局

E-mail: 470jp-keisoku@googlegroups.com

注意

お申込み後、計測員の調整や混雑状況により、即対応できない場合がございます。ご了承ください。早い段階でのお申込みをお願いします。